

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館食堂の専用使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	なし
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	文化会館食堂使用許可条件
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 食堂の使用（栃木市文化会館条例第9条）</p> <p>(1) 会館に附属する食堂の施設を専用して使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 前項の許可を受けた食堂施設の利用者は、別に定める食堂施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 文化会館食堂使用許可条件 (目的外使用等の禁止)</p> <p>第1条 許可を受けた利用者は、使用目的以外に食堂を使用し又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。</p> <p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第2条 食堂の営業日及び営業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日は、1年を通し認める。</p> <p>(2) 営業時間は、午前9時00分～午後9時30分までとする。</p> <p>但し、催し物が入っていない時はこの限りではない。</p> <p>(3) 会館の管理上特に必要があると認められた時は、業務を休業させることができる。これにより生じた損失は補償しない。</p> <p>(設備の設置)</p> <p>第3条 食堂を営業するにあたり、設備を設置し、又は設備を変更する場合は利用者の負担とし、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。</p>	

2 使用期間終了及び取り消しになった場合、設備にかかった費用について補償しない。
(経費の負担)

第4条 食堂の使用に要する経費は、すべて使用者の負担とする。
(使用者の義務)

第5条 使用者は、食中毒等を起こさないよう細心の注意をもって衛生管理を行わなければならない。

2 公共の食堂としての立場を理解し、風紀を乱さないよう注意しなければならない。
(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、使用中その責を負うべき原因により発した火災等により、建物等に損害を生じた場合は、復旧に要する経費を負担しなければならない。
(検査及び職員の立ち入り)

第7条 保健所等行政機関の検査及び会館職員の立ち入りを拒むことができない。
(責任の所在)

第8条 食堂での一切の事故について、教育委員会はその責を負わない。
(許可の取り消し)

第9条 教育委員会は次の各号の一に該当する時は、許可を取り消すことがある。

- (1) 許可条件に違反する行為があると認めた時。
- (2) 公用若しくは、公共用に供するため必要を生じた時。

2 取り消しにより生じた損失は補償しない。
(その他)

第10条 特に定めのない事項については、必要に応じ当事者相互の協議のうえ定めるものとする。

2 使用者は、すみやかに火災保険に加入しなければならない。

3 使用者は、すみやかに前年度又は前年の収支決算書を提出しなければならない。